

余裕期間制度適用工事
(任意着手方式)

入札公告

2号工事

次のとおり、条件付一般競争入札をするので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

また、各項に掲げるもののほか、広島中央環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札公告共通事項(建設工事)(以下「共通事項」という。による。

令和4年1月28日

広島中央環境衛生組合 管理者 高垣・徳

- 1 工事名 広島中央エコパーク調整池水路安全対策工事
- 2 工事場所 東広島市西条町上三永
- 3 工事概要 洪水調整池西側水路への転落防止柵設置及び維持管理通路の舗装
【転落防止柵】108m
【舗装】578㎡
【視線誘導標】65本
【バリケード撤去】190m
- 4 工期 契約締結の日の翌日から令和4年3月29日まで
本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間(任意着手方式)を設定する。
- 5 予定価格 10,360,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 最低制限価格 有り
- 7 建設工事の種類 土木一式工事
- 8 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

東広島市、竹原市又は大崎上島町のいずれかの令和3・4年度建設工事競争入札参加資格者として認定されていること、かつ次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、それぞれに特記してある場合を除き、上記7の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 認定業種 令和3・4年度建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事		
(2) 建設業法第15条の許可(特定建設業許可)の要否	不要		
(3) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項で許可を受けた営業所とする(以下同じ。) ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別表又は別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする(以下同じ。) ※本店とは、登記されている本店とする(以下同じ。)	東広島市内、竹原市内又は大崎上島町のいずれかに主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者		
(4) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級(格付け)とは、東広島市、竹原市及び大崎上島町の建設工事入札参加資格・基準等に係る格付けのことで、令和3・4年度競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和3・4年度競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう(東広島市内、竹原市内又は大崎上島町のいずれかに主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない)。	東広島市内、竹原市内又は大崎上島町のいずれかに主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級(格付け)	A、B又はC
		年平均完成工事高	問わないものとする

9 その他入札条件(詳細については共通公告に記載)

- (1) 使用契約約款:「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」
- (2) 落札者は契約後、工期の始期までに次のいずれにも該当する技術者を主任技術者として配置しなければならない。
ア 土木工事業に係る主任技術者の資格を有する者
イ 土木一式工事の経験(監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る)を有する者
ウ 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3ヶ月以上存在すること)にある者
エ 配置時点で、他に配置されている工事が4件以下で、いずれも専任技術者を要件とせず、かつ請負金額が3,500万円(税込)未満であること。
- (3) 市町村税の滞納の無いもの対象案件:共通公告1(11)参照

10 入札参加及び提出資料

(1) 入札参加

本案件入札は、紙入札にて行う。

(2) 提出資料

入札の結果、落札候補者となった者は、次の資料各1部を速やかに提出すること。

提出資料	詳細	備考	
資格要件確認資料	(1) 経営事項審査の総合 評価値通知書の写し	開札日の前日から1年7か月前以降の日を審査基準日とするもの	
	(2) 施工実績及び配置予 定技術者確認資料	様式第1(広島中央環境衛生組合ホームページに掲載)	
	(3) 会社の実績を確認す るための資料	必要なし	
	(4) 技術者の資格を確認 するための資料	「監理技術者資格証(表・裏)の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」(紙ベースで提出する)	※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習終了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。
	(5) 技術者の経験を確認 するための資料	必要なし	
	(6) 市町納税証明書(原本) ※滞納がないことを証明 するもの。	東広島市、竹原市又は大崎上島町のいずれかに納税義務を有する者のみ提出。	※複数市町に有する者については、該当するすべてを提出すること。
	(7) 消費税及び地方消費 税の納税証明書	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書。	

11 日程等に関する事項

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
公告日	令和4年1月28日	広島中央環境衛生組合ホームページ及び広島中央環境衛生組合掲示板に掲示する。
設計図書の閲覧	令和4年1月28日～ 令和4年2月3日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していないものした入札は無効とする。 ※閲覧報告書を入札までに提出すること。
質問書提出期間	令和4年1月28日～ 令和4年2月7日	設計図書等に対する質問書(広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得別記様式第2号)により広島中央環境衛生組合施設1課へ持参すること。質問書提出期間後の質問は受け付けない。
回答書閲覧期間	令和4年2月8日～ 令和4年2月10日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載する。
入札期間	令和4年2月8日～ 令和4年2月10日 (午前8時30分～午後5時15分) ※土日を除く	入札書及び積算内訳書は、入札期間内に施設1課(広島中央エコパーク管理棟1階)に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者(代表者)が記名押印し、使用印鑑として各市町に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) ※入札書(広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得別記様式第1号)へ記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とすること。 ※入札書の提出は代表者(ただし、入札参加資格確認資料において提出した契約締結等の委任状がある場合は、契約締結等の権限の委任を受けた受任者を含む。以下同じ。)が行うこととし、企業名の記載に加えて代表者の記名、押印をすること。 ※入札書は封緘するものとし、封筒に工事名、企業名、代表者名を記入のうえ、代表者印により封印されたものとする。 ※代表者が入札に参加できない場合は、代理人は、代表者が記名、押印した委任状を提出すること。 ※入札金額の積算内訳書(広島中央環境衛生組合建設工事競争契約入札心得別記様式第4号)は、企業名の記載に加え、代表者が記名、押印(2枚以上となる場合は割印)したものとする。 ※積算内訳書は封緘するものとし、封筒に工事名、企業名、代表者名を記入のうえ、代表者印により封印されたものとする。 ※落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施し、若い番号を引いた者を落札候補者とする。

開札日時	令和4年2月14日 午後2時00分	開札場所 広島中央環境衛生組合 広島中央エコパーク管理棟3階大会議室(東広島市西条町上三永10759-2)
事後審査書類提出期間	落札候補者決定の翌日の午後5時まで	開札により落札候補者となった者は、広島中央環境衛生組合の指定する日時までに、10(2)の書類を持参して提出すること。
事後審査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	FAXにて落札者決定通知を行う。また、その翌開札日の午前9時以降に落札状況を広島中央環境衛生組合ホームページにて公表する。

12 入札金額の積算内訳書に関する事項

本工事に係る入札金額の積算内訳書への記載は、直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費のみの記載も可とする。(工事数量総括表に複数の工事箇所が記載されている場合は、工事箇所全てを合計した直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費のみの記載も可とする。)

13 問合せ先

広島中央環境衛生組合 施設1課 建設係 (東広島市西条町上三永10759番地2 電話:082-426-0916 FAX:082-426-0674)

令和3年度 広島中央エコパーク管理運営事業

広島中央エコパーク調整池水路安全対策工事

仕様書

工事場所 東広島市 西条町上三永

広島中央環境衛生組合

特記仕様書

(広島中央エコパーク調整池水路安全対策工事)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 履行報告
4. 官公庁等への手続き等
5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施について

第2章 工事材料

1. 品質規格証明資料等

第3章 施工条件

1. 工程

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 工事写真
3. 疑義の解決等
4. 施工計画書の記載事項の簡素化

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、広島版「土木工事共通仕様書(令和3年8月)」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「広島中央環境衛生組合」と読み替える。(ただし、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11、1-1-2-14第2項、1-1-2-16、1-1-3-6、第2編第1章第3節2-1-3-1においては読み替えない。)
- (2) 「土木工事監督規程」及び「土木工事検査規程」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事に関する監督及び検査事務取扱要綱」と読み替える。
- (3) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則の規定により、例による東広島市建設工事執行規則第19条」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則の規定により、例による東広島市建設工事執行規則第41条」と読み替える。
- (4) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合契約規則の規定により、例による東広島市契約規則第2条」と読み替える。
- (5) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	1	13	調査・試験に対する協力	5	適用しない。
1	1	2	6	工事の下請け		適用しない。
1	1	2	8	調査・試験に対する協力		適用しない。
1	1	2	17	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	2	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5	適用しない。
1	1	3	3	下請負及び契約の制限		適用しない。
1	1	3	4	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	5	暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除		適用しない。
1	1	3	7	契約後 VE 工事		適用しない。
3	1	1	2	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	3	工程表		適用しない。
3	1	1	9	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。

3	1	1	10	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	電子成果品及び紙の成果品		適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は「広島中央環境衛生組合建設工事請負代金前金払実施要領」及び「広島中央環境衛生組合建設工事請負代金中間前金払実施要領」による。

3. 履行報告

本工事は、小規模工事等であるため所定の様式での提出を省略し、広島版「土木工事共通仕様書(令和3年8月)」第1編1-1-1-21第2項第3号に記載の資料を監督職員に提出することにより履行報告とする。なお、工期延長等が必要となった場合は、報告方法について監督職員と協議するものとする。

4. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きを速やかに行い、許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

※施行場所は、東広島市有地であるため、道路工事承認に係る届け出等を必要とする。

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施について

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

(1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

(2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書により監督職員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書を監督職員に提出する。

4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

5 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

＜共通仮設費＞

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

＜現場管理費（業務においては直接経費）＞

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

第2章 工事材料

1. 品質規格証明資料等

受注者は、工事に使用した次に示す材料又は監督職員が指示する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を監督職員に提出するものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
舗装工	再生粗粒度アスファルト20	表層
舗装工	樹脂系すべり止め舗装 歩道 RPN-501	薄層カラー舗装
付帯工	視線誘導標 土中 両面 反 射体1 標準タイプ	
付帯工	横断・転落防止柵 土中建込 ビーム式・パネル式 標準品 4段ビーム型 白色	

第3章 施工条件

1. 工程

(1) 施工時期・時間の制限

施工内容

時期 全工事期間

時間 8時～18時(作業時間)

施工方法・理由 8時30分から9時まで及び17時から18時までの間は、施工箇所付近が一般廃棄物収集車両及び一般車両等の通行が多いため、資材の荷下ろし・搬入を避けること。

(2) 現場作業終期日

令和4年3月15日とする。

第4章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当たっては、広島県制定「写真管理基準(令和3年8月)」によるものとし、工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 施工計画書の記載事項の簡素化

(1) 本工事は、東広島市の「施工計画書の記載事項の簡素化要領（平成30年12月1日制定）」により、施工計画書の記載内容を省略することが出来る。

(2) 施工計画書から記載を省略した事項については、あくまでも記載のみを省略したものであり、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。

工事数量総括表

本工事費	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
道路改良			式	1	
構造物撤去工			式	1	
防護柵撤去工			式	1	
バリケード撤去			m	190	
道路土工			式	1	
土工			式	1	
掘削		土砂_上記以外 (小規模) _小規模 (標準)	m ³	90	
土砂等運搬		小規模_パツタ山積0.28m ³ (平積0.2m ³) _土砂 (岩塊・玉石混り土含む) DID区間の有無:無し _6.0km以下	m ³	90	
発土受入費・処分費		砂・砂質土・礫質土【処分】	m ³	90	
路盤工			式	1	
上層路盤 (歩道部)		実数入力:150_1層施工_全ての費用_再生30~0mm	m ²	578	
不陸整正		補足材料の有無:無し_全ての費用	m ²	578	
舗装工			式	1	
表層 (歩道部)		1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下) _実数入力:50_全ての費用_再生密粒度 (20) _アスファルト乳剤 (浸透用)	m ²	578	
薄層付-舗装工		構脂系すべり止め舗装工_歩道 (路側帯・スクラップン含む) _RPN-501 「100m ² 以上」幅員0.5m超え 1.0m以下	m ²	200	
張コンクリート			式	1	
基面整正			m ²	62.5	

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
型枠工	防草コンクリート			
コンクリート打設工	防草コンクリートCo厚さ70mm_呼び強度18、スラブ8、粗骨材20(25) W/C (60%)、種別(高炉) 小型車割増なし	m ²	5.4	
養生工	防草コンクリート	m ²	62.5	
付帯工		式	1	
視線誘導標(土中建込用)	土中_両面_反射体_標準タイプ「30本」	本	65	
横断・転落防止柵	土中建込タイプ_式・バネ式_「規」50m未満_転落防止柵_標準品_4段タイプ_型、白色	m	108	
直接工事費				
共通仮設費(率分)				
共通仮設費合計				
純工事費				
現場管理費				
工事原価				
一般管理費等				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

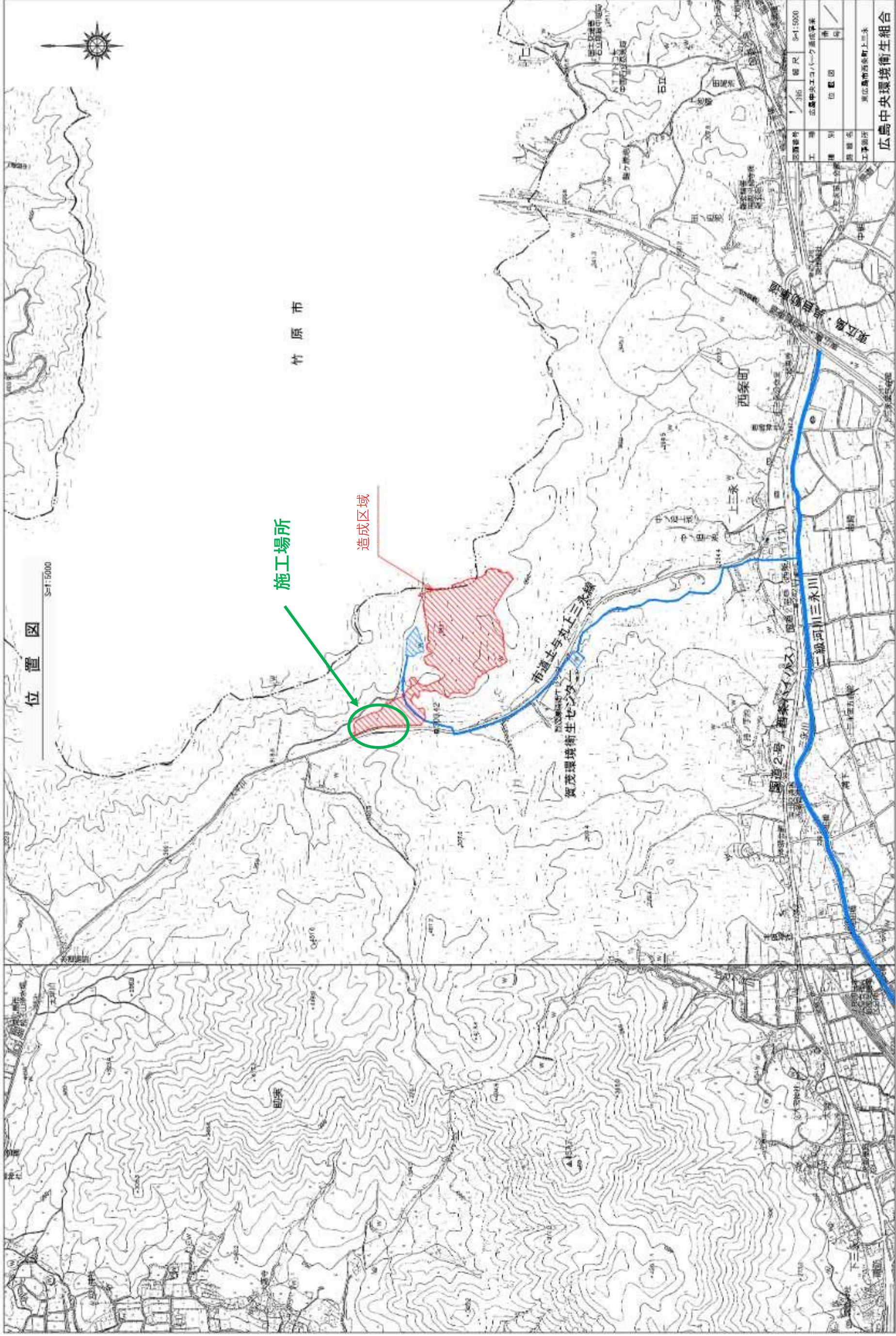
参 考 図 書

工事名称 : 令和3年度 広島中央エコパーク管理運営事業
広島中央エコパーク調整池水路安全対策工事

<注意事項>

この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。

数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。



位置図

1:5000

施工場所

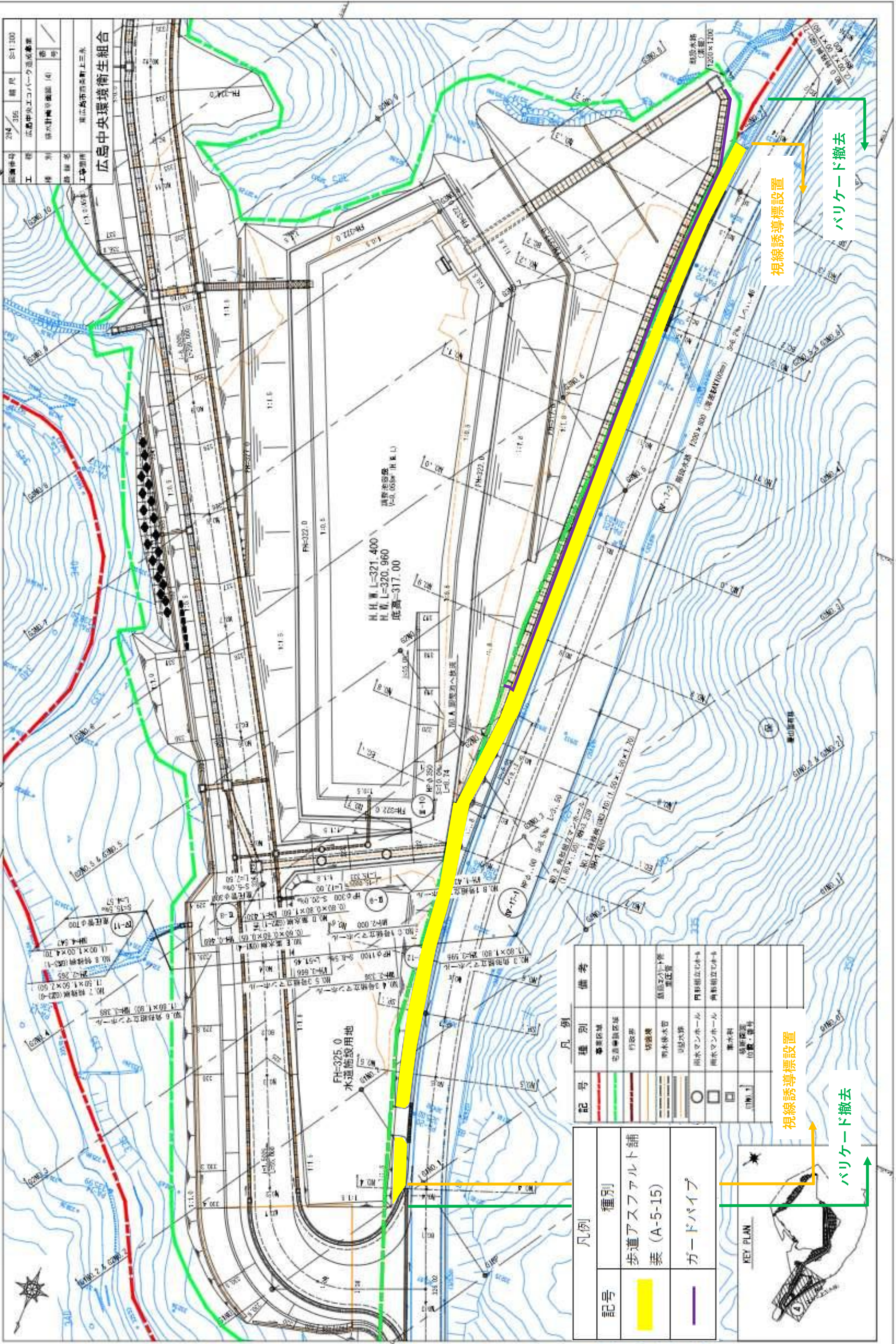
造成区域

竹原市

図面番号	1/36	縮尺	1:5000
工事	広島中央工科大学造成工事		
種別	位置図	種別	種別
図名	広島中央工科大学造成工事		
工事箇所	広島市西条町上三永		
広島中央環境衛生組合			

図面番号	294/305	縮尺	1/100
工種	広島中央エコパーク造成工事		
種別	排水計画図(4)		
設計者	広島市都市計画部		
工事箇所	広島市西条町上三水		

広島中央環境衛生組合



調整池設置
 池底 L=321.400
 池底 L=320.960
 底高=317.00

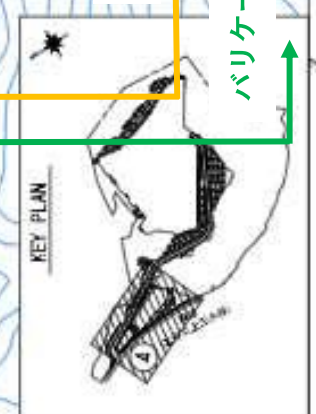
FH=325.0
 水道施設用地

凡例

記号	種別	備考
(Red dashed line)	境界線	
(Green dashed line)	市界線	
(Blue dashed line)	行政界	
(Black dashed line)	境界線	
(Yellow line)	雨水排水管	直径φ100mm
(Purple line)	埋設水管	
(Circle)	雨水マンホール	円形埋立マンホール
(Square)	雨水マンホール	角形埋立マンホール
(Square)	集水料	
(Circle with cross)	監視装置	位置・番号

凡例

記号	種別
(Yellow fill)	歩道アスファルト舗装 (A-5-15)
(Purple line)	ガードパイプ



視線誘導標設置

バリケード撤去

視線誘導標設置

バリケード撤去

令和4年2月8日

設計図書等に対する質問の回答書

広島中央環境衛生組合管理者

質問書に対する回答は、次のとおりです。

工事名	広島中央エコパーク調整池水路安全対策工事
工事場所	東広島市西条町上三永
質問内容	特定建設業許可が不要となっておりますが、資格要件確認資料(4)にて技術者の資格を確認するための資料として、「監理技術者資格証の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」と記載されていますが、要件を満たす技術者が必須でしょうか。
回答内容	配置が必要な技術者の要件は、9(2)に記載のとおりです。 10 入札参加及び提出資料の項に記載している「配置資格要件確認資料(4) 技術者の資格を確認するための資料」は、次の資料を提出することで要件を満たすものとします。 ・土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当することを証するものの写し(一級又は二級土木施工管理技士の技術検定合格証明書の写し、経歴書等) ・雇用関係にあることを確認できる書類(健康保険書等)の写し
添付図書の有無	

注 参考図書等がある場合には、「添付図書の有無」の欄に記入すること。